

新築定住宅地を無償で提供します！

本町へ移住・定住を希望される方の住宅建築を支援するため、町有地を無償で提供します。

●西庶路朝日団地

白糠町西庶路東2条北1丁目1番地内

●地番、地目および面積（全11区画）

- ① 1番地33 宅地 315.43m² (95.42坪)
- ② 1番地34 宅地 414.41m² (125.36坪)
- ③ 1番地35 宅地 414.39m² (125.35坪)
- ④ 1番地36 宅地 414.41m² (125.36坪)
- ⑤ 1番地37 宅地 411.99m² (124.63坪)
- ⑥ 1番地38 宅地 352.44m² (106.61坪)
- ⑦ 1番地39 宅地 352.40m² (106.60坪)
- ⑧ 1番地40 宅地 387.11m² (117.10坪)
- ⑨ 1番地41 宅地 387.18m² (117.12坪)
- ⑩ 1番地42 宅地 465.97m² (140.96坪)
- ⑪ 1番地43 宅地 465.63m² (140.85坪)

●対象条件

- ・住宅等（共同住宅を含む）を新築して10年以上居宅する方（法人を含む）であること。
- ・1戸当たりの床面積は25m²以上であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および破壊活動防止法に規定された者ではないこと。
- ・投機目的等による譲渡をしないこと。
- ・町税等の未納がないこと。

●申込

申し込みは2月1日(月)より開始します。ただし、第1回目の締め切りは3月15日(月)とし、譲渡候補者を決定します。以降、空いている区画の申し込みは、随時受け付けを行います。申し込み希望の方は、所定様式の「白糠町定住宅地の無償譲渡申込書」「住宅建築計画」および「誓約書」と住民票の謄本1通を合わせて、企画財政課契約管財係へ提出してください。

※様式は、役場2階企画財政課に備え付けています。
ホームページからダウンロードすることができます。

●審査及び譲渡候補者決定の通知

書類等を審査し譲渡候補者を決定します。同一区画に複数の希望者がいる場合は、抽選により譲渡候補者の選定を行います。

●住宅建築・居住までの流れ

土地の譲渡契約締結後、翌年末までに住宅を建築し、入居後、町に無償譲渡の申請をしていただき、土地の所有権移転登記を行います。

●新築住宅の固定資産税を減額します

白糠町内に住宅を新築・取得した方（法人も含む）一般住宅と認定長期優良住宅の区分により3年間から5年間の固定資産税を減額します。

ホームページ／<https://www.town.shiranuka.lg.jp/>（「白糠町 新築定住宅地」で検索）

問合先／企画財政課契約管財係 ☎2-2171（内線238）

